

第7章 計画の推進体制

1. スポーツ行政の総合的な推進と進行管理

(1) 市民との協働

スポーツ振興を推進していくために、行政は市民のスポーツ活動の現状や要望を把握し、よりよい環境にするとともに、多種多様な大会や教室、イベントを開催していきます。また、市民が積極的にスポーツ活動をするとともに、ボランティアとして活動に参画する等、行政と市民の協働体制を構築していきます。

(2) スポーツ団体等との連携

各スポーツ団体の活動内容を把握するとともに、情報交換の機会を増やし、連携していきます。また、スポーツ推進審議会を定期的を開催し、スポーツ振興における問題や課題を協議していきます。

(3) 行政関係部署との連携

本市では基礎体力・競技力の向上だけではなく、子どもから高齢者、また障がい者のスポーツ活動等、各種事業を通して支援していきます。また、行政関係部署との調整及び連携を図り、満足度の高い各種施策・事業を展開していきます。

2. 計画の進行

本計画の推進にあたっては、市民と行政、スポーツ団体や関係機関が一体となって積極的に取り組んでいきます。また、スポーツツーリズムの推進による交流人口の拡大や地域経済への波及効果等、地域の活性化を進めます。

3. 計画の進行管理

本計画に掲げた施策・事業については、神栖市スポーツ推進審議会において、実施状況を報告、また審議するとともに、計画内容についても適宜、見直し及び検討することにより、計画の進行管理に取り組んでいきます。また、第3次神栖市総合計画との整合性を図り、生涯スポーツ社会の実現に向けた本計画の進捗管理を行います。